

## 紹介

オリヴァ・M・ディッカーソン著

### 『航海条令とアメリカ革命』

フィラデルフィア、ペンシルヴェニア大学

出版部、一九五一年

— Oliver M. Dickerson, *The Navigation Acts and the American Revolution*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press 1951, Pp. 314. —

は し が き

宇 治 田 富 造

アメリカ植民地史の研究にたゞさわるアメリカの歴史家たちは、戦後十数年のあいだにわたって、アメリカ革命に関連する諸問題を新しいオリジナル・データにもとづいて再検討しはじめたとき、私たちはいまその成果のすべてをしる機会をもたない。けれども、ここ数年のあいだに、こうしたオリジナル・データにもとづいて研究されなおされた新しい成果が、少くとも二つの単行本として出版された。しかも、これらの書物のなかで著者たちが公けにした見解は、これまでアメリカの歴史家

『航海条令とアメリカ革命』

たちのあいだで支配してきた見解とはいぢるしくことなる。それらの単行本とは、

1) Robert E. Brown, *Middle-Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691—1780*, Ithaca, New York: Cornell University press, 1955.

2) Oliver M. Dickerson, *The Navigation Acts and American Revolution*, 1951.

である。

まえの書物では、著者ロバート・E・ブラウンは、アメリカ革命は、すでに存在していたデモクラシーを保存するために闘われたものであり、従来存在しなかつたデモクラシーを樹立するために闘われたものではないという新しい見解を主張している。この見解は、アメリカ革命は、対外的にはイギリス植民地体制からの独立のための闘いであると同時に、対内的には封建的要素にたいする民主主義の闘いであつたと主張する従来の伝統的な見解とすべく対立する。

あとの書物のなかでは、著者オリヴァ・M・ディッカーソン教授は、航海条令はアメリカ革命の原因ではないという新しい見解を公けにし、G・バンクcroft以来支配してきた見解に挑戦する。

そこで私は、アメリカの歴史研究の領域における新しい成果の一端をしるために、このあとの書物をここで紹介しようとおもう。

## (1)

本書の著者オリヴァー・M・ディッカーソン教授は、コロラド大学の歴史学および政治学の教授である。教授は本書の公刊以前にこの著書および論文を公けにしてゐる。

著書 *American Colonial Government, 1696—1765* Cleveland, Ohio: 1912.

論文

1) "Writs of Assistance as a Cause of the Revolution," Richard B. Morris, ed, *Era of American Revolution*, New York: 1939.

2) "John Hancock: Notorious Smuggler or Near Victim of British Revenue Racketeers?" *Mississippi Valley Historical Review*, XXXII (March 1946).

3) "England's Most Fatefull Decision" [1769]. *New England Quarterly*, XXII (Sept. 1949).

また本書の公刊後にはこの論文を公けにしてゐる。

4) "British Control of American Newspapers on the Eve of Revolution," *New England Quarterly*, XXIV (Dec. 1951).

5) "The Commissioners of Customs and the 'Boston Massacre,'" *Few England Quarterly* XXVII (Sept. 1954).

これら一連の業績からわかるように、ディッカーソン教授は植民地アメリカにたいするイギリスの重商主義的統制、とくに植民地の商業にたいする統制的な研究家である。上記の *American Colonial Government* は 'Board of Trade' による植民地統制の詳細な研究である。教授のこの最初の著書は一九一二年に出版されたものである。こゝで紹介しようとする教授の著書 *The Navigation Acts and the American Revolution* の出版は一九五一年である。この点からみて、本書は教授のきわめて長期にわたる研究の成果であることがわかる。しかも本書は膨大な分量の資料の検討にもとづいて執筆されたものである。教授自身のことはによれば、「一七五六年から一七七五年までのあいだの、その当時の諸々の見解についての知識の背景を提供するために、著者は、その当時生じていた人々が事態がどのようにすすんでいったかをそれによつてしるることができたであろう主要な資料源泉を詳細に渉猟した。……当時についての知識の主要な資料源泉は、年鑑、印刷された演説、地方新聞、日々の大判ビラやポスター類、およびその当時の解說的な、論争的なパンフレットであった」(序文六ページ)。

こゝから本書の Bibliography で教授があげているこれらの主要な資料はこの膨大な資料がとられてゐる。すなわち(一)イギリスおよびアメリカの官庁出版物、(二)税関および大蔵省の記録十二種類、(三)イギリスおよびアメリカの当時の雑誌八種類、(四)当時のアメリカの地方新聞三十種類以上、(五)当時出版されたアメリカ革命の歴史書二十二冊

および(六)イギリスおよびアメリカで出版された当時の論争的な著書およびパンフレット二百八十冊以上である。

(11)

それでは、ディッカーソン教授は、このように龐大な分量の資料にもとづいて、本書のなかで、第一に、どのような問題を提起し、第二に、それについてどのような解答をあたえたであらうか。

まず第一の点問題の提起からはじめよう。

「一世紀のあいだ航海条令が革命の重要な原因のひとつとしてとくにとりあげられてきた。」ところがいまや、「貿易通商上の諸法律とそれのアメリカ革命にたいする関係とを再評価するときにきた」(序文四ページ)と、教授は本書の冒頭で公言する。提起された問題は、このようにきわめて明瞭であり、大胆かつ卒直である。

航海条令をアメリカ革命の第一義的な原因としてはじめて問題にした歴史家は、アメリカ史の権威 George Bancroft である。かれはその大著 *History of the United States* (6 vols., 1st ed. New York, 1834—74) 第三卷(一八九一年版)で「アメリカの独立は、この国の大きい河川とおなじように、多くの源をもつ。けれども、すべての流れを色づけた最大の源は植民地重商主義体制「この版以前の版では——航海条令——となっている」であった」(六〇ページ)と指摘した。この思想はそのご長いあいだアメリカの歴史研究の領域で支配的となった。

『航海条令とアメリカ革命』

かれのこの思想は、<sup>著者</sup> Melion Chamberlain によってつけられたのち、二十世紀にはいつてからはアメリカの二人のすぐれた歴史家によってうけつがれた。すなわち George F. Howard <sup>著者</sup>の著 *Preliminaries of the Revolution* にならび、また Claude H. Van Tyne <sup>著者</sup>の著 *Causes of the War of Independence* にならび、<sup>著者</sup> バンクロフト=チェンバレンの思想をうけつじた。

さらに G. バンクロフトの女婿 Arthur M. Schlesinger.

Dr. もまた、この思想の衣鉢をついだものとみられる。かれはその名著 *The Colonial Merchant and the American Revolution, 1518* のなかで、「もしも植民地人が断乎とした手段をもってかれらの言葉を裏づける用意があつたならば、後世の史家が、ジョン・アダムスにまねて、アメリカ独立に参加した欠くべからざる要因として記録しうるであろうものなかへ、糖蜜とぶどう酒のほかに、茶がまもなくつけくわえられたであろうことが明らかにはじめた」(二七八ページ)という。周知のように、糖蜜、ぶどう酒および茶は航海条令および一七六四年以後の収入諸法によつて、その貿易が嚴重に取締られ、関税の対象および密貿易の対象となった重要な商品である。

さてディッカーソン教授は、G. バンクロフトにはじまり、そのご長いあいだアメリカの歴史研究の領域を支配してきたこの伝統的な見解にたいして公然と挑戦し、それらの再検討を要求する。そしてそのために調査研究を要すると考えられる事項を教授はつぎのように具体的に提起する。

「航海条令は一七六五年から一七七五年までのあいだのイギリス帝国主義体制にたいするアメリカの反対の積極的原因であつたか。この問題に答えるためには、われわれはつぎのことをしる必要がある。(一)航海条令はどのようなものを含み、それらはどのように作用したのか。(二)当時のアメリカ人はこの体制をどのように考えたか。アメリカ人はこの体制を積極的な不満および抗議の主題としたか。(三)この体制にたいするイギリス人の態度はどうであつたか。イギリス人はこの体制を特別な有利点と考え、じぶんたちの福祉にとつて欠くべからざるものと考えたか。イギリス人は、アメリカ人がこの体制を解体しようとしていてると考え、それゆえアメリカ人をこの体制の内部へとどめておくための手段を採用したか。(四)この事件そのものと同時代の歴史家たちの観察と立証はどうであつたか。あまりにもはつきりしていないために、当時の文字に書かれた記録や印刷された記録のなかには保存されていないその当時の一般的な見解や議論をどのように認識していたか」(四ページ)。問題と調査研究の対象をこのように提起して、教授は、この調査研究の仕事を本書においてみずからに課した任務であり、目的であるとする。

では、第二の点Ⅱ問題にたいする解答はどうであるか。

教授の問題の提起がきわめて明瞭であるのおなじように、この問題にたいする教授の解答もまたきわめて明瞭である。教授じしんのことををかりれば、つぎのようである。

「航海条令にかんする一般的な叙述は、広範囲な改正を要す

る。航海条令は、一七世紀に制定され、革命がおこるまで百年をこえてつづいてきたのだから、それは、一七六三年までは、アメリカの重大な憤激の原因ではなく、またそれは、多少とも広い規模においては、アメリカの革命の指導者による不満の基礎とはならなかつた」(一九〇ページ)。むしろ逆に、「一世紀にわたつて賢明に運営された貿易通商上の諸法律は、世界中においてもつとも偉大な、かつもつとも忠誠な植民地帝国を發展させた」(一九九ページ)。かくして「貿易通商体制(trade and Navigation System)は、百年のあいだ「植民地を本国とむすびつける」帝国のもつとも重要なセメント(接合剤)を提供してきた」(一五七ページ)。

みられるように、教授は、航海条令をアメリカ革命の主要原因だとする伝統的な見解をきつぱりと否定する。むしろ逆に、航海条令およびそれにもとづく一世紀にわたる商業主義(country-old commercial system)こそが、イギリス本国と植民地アメリカとをむすびつけた重要なセメントであつたことを強調する。

では、この重要なセメントが、一七六四年ののちわずか十年のあいだに、どのようにして崩壊したのか。もつとも忠誠な植民地が、どういうわけで、わずか十年のあいだにもつとも反逆的な植民地に変つたのか。これがつぎにあたえられねばならぬ解答である。

イギリスは、一七六四年以後、諸々の収入法(印紙条令、砂糖条令およびタウンゼンド法)によつて植民地に課税し、植民

地を直接に搾取する新政策を採用した。同時に、植民地の官吏および関税吏は私腹を肥やすためにこれらの法律（とくに砂糖条令）の形式的な違反を摘発した。この新政策は「貿易通商上の諸法律とはなんらの関係をもたぬものである。それは徹底的に反通商的（anti-trade）である」（二九九ページ）。教授の見解によれば、この新政策こそが「帝国のもっとも重要なセメント」を破壊したのである。すなわち「その政策（一七六四年以前の賢明に運営された貿易通商政策）の放棄は、十年たらずのあいだにその帝国を崩壊させた。植民地を母国とむすびつけた有利な通商関係という、かつてのセメントは崩壊してしまつた。イギリスにおける政治的党派の利害のためのアメリカの課税と搾取の新政策は、「植民地の」忠誠を破壊した分解的な力であつた」（二九九ページ）。

したがつて、当然のことながら、アメリカ人の組織的な反抗は、「貿易通商上の諸法律にたいするアメリカ人の反対にもとづくものではなく、かつての貿易通商体制にたいするかれらの態度とは、考えられるいっさいの関係をもちたくない。……一七六三年のうちに制定された措置にたいするかれらの反対は、これらの措置が通商上の統制にあつたからではなく、逆に、それらがこういう種類の法律ではなかつたからである」（二九五ページ）——強調はディッカーソン）と、教授はじぶんの見解を徹底的につらぬく。

それでは、なにゆえに、航海条令がアメリカ側の反抗の原因として従来考えられてきたか。教授はこれにたいしてつぎのよ

### 『航海条令とアメリカ革命』

うに答える。一七六四年以後の収入諸法はたんに植民地商業を制限したばかりでなく、「代表なしの課税」というアメリカ人の憲法上の権利を、かれら自身の立法府の権限を無視するものとして、植民地側においてはげしく非難された。この点において、それらはかつての貿易通商上の諸法律とはことなる。ところが、この基本的な問題について正しい理解を欠くならば、これらの収入諸法にたいする反抗と航海条令にたいする反対とを混同する結果になる。かくて、従来、新しい関税を脱税しようとするいっさいの試みが、航海条令の一般的な反対の一部と誤つて考えられ、航海条令の脱法だと誤つて考えられてきた。他方、イギリスの閣僚とアメリカのかれらの支持者は、アメリカの眞の反対は貿易通商上の諸法律にたいする反対であると非難するための機会を、アメリカ人の収入諸法にたいする反対のなかにとらえた。イギリスの閣僚によつてひきおこされたこの非難は、アメリカ植民地に利害関係をもつイギリス商業資本家たちのあいだに恐怖をつくりだした。なぜなら、この非難が事実であり、もしもアメリカ人の眞の反対が通商貿易体制にむかわれているのならば、かれらの植民地における経済的利益を支えている基礎が根底から崩れ去るからである。かくして「この恐怖はイギリス閣僚の無分別な措置にたいして十分に人気のある支持をあたえ、かれらを現職にとどまることを可能にさせ、そしてこれらの措置を実施することを可能にしたのである。非憲法的な課税措置として、またイギリスの商業を破壊するものとして、アメリカにおいてはげしく非難された法律は、アメリカ

人を貿易通商体制のなかにとどめておくために定められた法律として、かくてイギリスの繁栄がそのうえに築すかれ、巨額な戦時公債がそのうえに契約された通商関係を保存するために定められた法律として、イギリスにおいて弁護されたのである」(二九六ページ)。

教授は、このように推論をすすめたのち、「航海条令は、通常考えられてきたような意味ではなく、右のような仕方において、アメリカ革命の原因となった。航海条令は、アメリカ人の重大な不満の源泉でなかった。けれども航海条令は、一七六四年以後の措置——これこそがアメリカの反対の対象であり、終局的に反乱の原因であったが——を正当化し、かつそれを継続するために、イギリスで利用されたのである」(二九六—九七ページ)と、一見、逆説的ではあるが、斬新な結論をみちびきだす。

以上が、ディッカーソン教授が本書において提起した問題とそれに関する解答ならびに結論である。ところで、教授は、この解答ならびに結論をみちびきだすにあたって、さきにしめした四つの事項を中心として龐大な資料にもとづいて広範囲な論証をおこなっている。この論証の過程こそが、本書の主要な内容をなすものである。そこで、われわれは、つぎに、この論証のあとをたどろう。そのさいわれわれの興味をひくものは、この論証がどの程度にまで科学的に成功しているであろうか、ということである。

## 三

論証をすすめるにあたって、教授は、本書を二つの部分に分ける。第一部は *The Cement of Empire* (帝国のセメント) と題し、第二部は *Dissolving the Cement of Empire* (帝国のセメントの崩壊) と題する。

第一部は、「じつさいに帝国のセメントであった貿易通商の諸条件を敘述し」、「この諸条件が百年にわたって存在し、イギリス帝国を他のすべての植民地帝国に凌駕させた」こと、「それは、その主たる動機がイギリスの貿易と商業とを奨励することにあつた貿易通商体制の一世紀であつた」(序文一四ページ)ことを論証しようとする。

第二部は、「一七六四年にはじまる政策の変化をとり扱い」、「そこでは、支配的な動機が統制と発展ではなく、収入と政治的搾取のための統制であつた」こと、「わずか十年のあいだに忠誠のきずながむしばまれ、崩壊した」こと、「敵対は以前の貿易通商体制にたいしてではなく、その体制とは対立する新政策にたいしてであつた」(序文一四ページ)ことを論証しようとする。

そこで、第一部からはじめよう。

第一部はつぎの五つの章からなる。第一章「重商主義体制の作用」第二章「航海条令は抑圧的であつたか」第三章「航海条令の脱法」第四章「指導的なアメリカ人の態度」第五章「航海条令のもとにおける一世紀後の帝国」——が、それである。

これら五つの章のうち、まえの三つの章はたがいに直接の関連をもつ。

第一章ではイギリス重商主義の old colonial system の骨子ともいべき諸々の政策ないしそれを基礎づける法律とそれによって予定された効果とがのべられる。第二章では、これらの諸々の政策ないしそれを基礎づける法律が植民地の経済にどのような影響をあたえたかが検討されている。つまり第一章と第二章とは、いわば「原因」と「結果」との関連についての検討である。第一章は「原因」を、第二章は「結果」をとりあつかう。第三章では、old colonial system の基底をなす航海条令が、いままで主張されてきたように、アメリカ人によって全面的に無視されたということは、果して史実にならなっているかどうか、とくにとりあげられて検討されている。したがって、第三章の研究対象は、本来は、第一章と第二章との関連にふくまれるべき性質のものであるが、それが重要な問題（著者の問題意識からすればいっそう重大な問題である）だけに、とくにひとつの章を設けて検討されている。

さて、教授は、植民地に直接に影響をおよぼした通商体制 (commercial system) を規定した諸々の重商主義立法をつぎの五つのグループにわけける。(一) 貨物を船積みする船舶の国籍、乗組員、所有権を統制する法律、(二) 貨物の仕向地を統制する法律、(三) 特定の産業を促進するように仕組まれた広範な関税統制、(四) 払戻し税、輸出奨励金、輸出税の緻密にしあげられた制度、(五) すでに確立したイギリスの産業と

### 『航海条令とアメリカ革命』

競争的となる産業の直接的禁止が、それである(六一七ページ)。

右のうち(一)と(二)とは一六六〇年および一六六三年のいわゆる基本的航海条令にその表現をみる。(一)はいわゆる海運条項であり、(二)は商品条項(「列挙商品」の条項)である。後者は特定の植民地生産物の輸送をイギリス本国および植民地間だけに制限することを規定した。(さらに一六七三年にはこの商品条項の不備につけこんだ脱法を防止するために「植民地関税法」が制定された。)一連の航海条令のうち、とくに重要性をもつものはこれらの法律である。

ところで、まず第一に、基本条令の海運条項は、革命の原因たりえたであろうか。教授はこう自問して、つぎのように答える。この条令の制定当時は、南部プランターは、外国船の排除は海上輸送費を高めるといふ理由によって反対し、また北部マサチュセッツも反対した。けれども一六七〇年までにこの不満はなくなつた。そのことは、当時の新聞、パンフレットその他の出版物を調査することによって立証される。したがって海運条項は革命の原因でない。逆に、海運条項は植民地貿易から外国船を排除することによって、北部商業資本家に遠隔地貿易に進出する機会をあたえ、さらに北部植民地における造船業繁栄の基礎をあたえた。そして北部の造船業の発展は、イギリス船舶の増大をもたらし、海上輸送費の上昇にたいするプランターの不満を解消させた。さらにイギリス船舶だけに植民地貿易を制限したことは、戦時においても海上の安全を保証し、イギリ

ス資本の投資を必要とするプランテーション経済に安定性をあたえた。かくて「航海条令の海運条項は抑圧的でないばかりか、すべての植民地がたがいにかちあつた植民地繁栄の重要な源泉となつた」(三二ページ)と結論する。

つぎに「植民地生産の商品列挙は従来は重商主義のいぢりしい罪悪と描かれてきた」が、この商品条項はそれほど罪ぶかいものだったであろうか。教授は否と答える。もしも列挙商品の生産から利潤があらならないならば、その生産者は他の部門にこれらの資本と労働を移すであろう。ところが「この制度にたいする非難のためにつかわれてきた大げさなこぼれにもかかわらず、列挙商品の栽培者は、列挙の法的規定によつて奴隷化されなかつた。あきらかに、栽培者は、米、藍、煙草の生産をつづけてきた。そのわけは、かれらは、その他のなんらかの方法で、かれらの土地、労働、資本を使用してうるであろうよりも、より多くの現金収入をその生産からうることができたからである」(三三ページ)。そればかりでなく、商品条項のもつて形成された貿易機構は、プランターにたいして、安全な、かつ確立したイギリス市場を約束し、かれらの必需な生産用具と生活資料を生産物と交換に確実に供給し、かつそれを容易にする信用組織をつくりだした。かくて、列挙商品の生産者は数年のうちに莫大な富を蓄積し、かれらの家族は南部における貴族を形成した。このことは、これらの生産物を生産する産業を「ざつと眼をとおして調べただけ」(三三ページ)でも明らかである。教授は、このように列挙商品と南部の繁栄との関連を讀んだの

ち、三つの主要な列挙商品——煙草、米、藍——について、それぞれ検討をくわえる。

(a) 煙草。「商品列挙はあきらかにアメリカにおける勃興しつたある煙草産業の増大を妨害しなかつた」(三五—三六ページ)とのべ、革命にききたつ十年間のアメリカの煙草輸出の増大(一七六七年—一七八、五〇〇封度、一七七五年—一〇一、三二四、六五六封度)(三五ページ)によつて証明する。そして、この増大は、商品列挙にもとづいて、イギリス商業資本家がイギリスにおける煙草の集中化した市場をつくりだし、それが拡大する世界市場への再輸出を増大し、容易にしたことと平行したこと、輸出の増大はイギリス商業資本家によるプランターへの追加的信用の授与をいっそう拡大したことを、商品列挙の有利点としてしめす。これに反して独立後における煙草輸出の減少(一七七一年—一七七五年(平均)一〇〇、三四九、六一五封度、一八一〇年—一八一四年(平均)一五、一、五四四、八五七封度)(三八ページ)は、その有利点の消滅にもとづくものとす。けれども独立後における煙草輸出のこの減少は、たんに煙草だけにかぎらず、独立後のアメリカの輸出がその他一連の事情によつて一時不振であつたことの反映である。とくに煙草については、外国の競争者の出現、ヨーロッパ政局の不安定、外国の関税障壁、栽培地の地味潤渇などが輸出減少の原因である。輸出の減少の原因をたんに独立と従前の有利点の消滅という点にだけとめるのは不十分である。

周知のように、航海条令によつてつくりだされた貿易機構



は、イギリス資本のプランテーションへの投資を誘導し、それは南部プランターのイギリス商業資本家にたいする巨額な債務となった。さらに、この貿易機構は煙草の過剰生産とともに煙草価格のいちじるしい低落をよびおこした。これらの事情は、大プランターによる奴隷制度の採用を誘致し、またかれらをして土地投機のなかに利潤の源泉をもとめさせた。イギリス政府による西部進出の禁止は土地投機による利潤追求の機会を大プランターからうばい、このことは大プランターを革命の陣営に参加させる原因のひとつとなった。また煙草価格の暴落は、小プランターおよび小生産者を窮状におとし入れ、かれらの反乱の原因となった。これら一連の結果は、直接的にか、間接的にか、その終局の原因を航海条令のなかにみいださねばならない。歴史の研究においては、現象の相互関連を捨象して、ある現象を、その直接的な結果においてだけ、表面的に、孤立的に把握するだけでは不十分であろう。

- (1) 小論、「アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い」(一)「立教経済学研究」第八巻、第二号、一二五—二八ページをみよ。  
(2) 右続篇(二)、右同、第九巻、第一号、一〇七—一〇九ページをみよ。

ところで、教授は、右の諸関連についてはなにもふれず、たんに債務と価格の低落の事実だけを見とめるにすぎない。しかも、それらについての教授の見解は、つぎのように一般的である。

### 『航海条令とアメリカ革命』

債務について。「煙草生産者は多くのばあい債務者であった。この状態は煙草産業だけに特有であったのではない。さらにそれは商品列挙とは考えられるいっさいの関連がない。商業的農業に従事する農民はつねに債務をせおっていたし、将来もそうであろう。農業はひとつの企業である。」商業的農業は多くの投資を必要とし、その経費は収穫のまえに充当されねばならない。したがって、財産のないばあいには、それは、農民じしんの節約か他人からの借入金かによって供給されねばならない。農民は後者をえらぶ。「この点については、煙草栽培も他の企業となんらことなるところがない」(三四ページ)。

煙草価格の暴落について。「価格は変動した。けれどもときどきの低価格でさえも、価格がないよりはましだ」(二九—三〇ページ)。価格がないよりはましだと教授のいわれるこの低価格は、プランターにどれほどの利潤を保証したか。債務の利子負担と低価格のために減少した利潤を補うために、大プランターは、より大きい利潤をもとめてかれらの資本を「他の方法で」使用する必要にせまられた。土地投機がそれである。煙草生産がひきつづき存続したということは、たんにそれだけでは、煙草生産が資本の移動を必要としないだけの利潤をうみだし、繁栄をつづけたということの証明にはならない。

(b) 米。煙草生産とおなじように、「米プランターが商品列挙によってハンディキャップをつけられ、抑圧されたとか、あるいはプランターはじぶんの思うところに市場を発見する自由から利益をうけたとかいう説を支持する証拠はなにひとつな

い」(四一ページ)と教授はいう。これを証明するために、教授は革命前の十数年間における米の輸出の増大と革命後における市場と金融の消滅とをかかげている。

(c) 藍。この列挙された商品の生産も、米や煙草とおなじく、商品列挙と奨励金のおかげで繁栄したといひ、証明として一七六五年から一七七三年までの輸出の増大と革命後におけるこの産業の繁栄の消滅をあげている。なお、このさい、教授は L. C. Gray がその著 *History of Agriculture in the Southern United States to 1860* のなかで、評価した藍の輸出货量は過少であると指摘し、一七七三年のイギリスのじっさいの輸入量は一、四〇三、六八四封度であり、これはグレイの報告の二倍にたつすると指摘している。

以上は、教授が五つのグループに分類した重商主義立法のうち、第一と第二のグループの法律の対象となつた統制にたいする教授の見解である。つぎに教授は、第三、第四のグループの立法についての検討にうつるにききたつて、第五のグループの立法、すなわち本国の工業と競争的な植民地工業の制限を目的とする立法について検討する。この問題はアダム・スミス以来しばしば論じられてきた重要な問題であるが、今日にいたるまでまだ定つた結論はでない。では教授の見解はどうであるか。植民地工業の制限法として代表的なものは、羊毛品条令、鉄条令および帽子条令である。教授はこれら三つの法律の実際の効果をそれぞれ検討する。

(a) 羊毛品条令。この法律は羊毛および羊毛品の水路での

輸出を制限したもので、生産そのものを制限したのではないことを指摘したのち、教授は、この当時羊毛工業は植民地では自給自足の段階か、あるいは近隣の市場へ供給するていどの手工業的段階にあつたために、羊毛工業はこの法律によってその発展はきまげられなかつたとのべる。

(b) 帽子条令。この法律もまた帽子の植民地間の移動を制限したにすぎず、「決してそのじつさいの製造を阻止したたものではない」(二九三ページ)とらう。したがつて、「それはニュー・イングランドの帽子輸出の発展に一時的な影響をおよぼした。」「しかしこの法律はアメリカにおける帽子製造の着実な発展に影響しなかつた」(四六ページ)と主張する。

(c) 鉄条令。この法律の実際の効果を論じるに当つて、教授は V. Clark (*History of Manufacturing in the United States*) の見解および A. C. Bining (*British Regulation of the Colonial Iron Industry*) の見解を援用する。鉄条令は、截鉄工場、圧延工場および製鋼炉を禁止したが、棒鉄および銃鉄の生産をむしろ奨励したために、後者の生産はいちじるしく増大した。このことの証明として、一七六一年以後十年間に銃鉄輸出がいちじるしく増大(一七六一年〓三九トン、一七七〇年〓二、二三四トン)したことを、植民地の小規模な製鉄場のなかに、ロンドンからの資本によつて大工場 American Iron Co. が一七六四年に設立されたこと、製鉄業がベンシルヴェニア西部に急速に拡大したこと、クラークのいうように、革命の前夜には植民地ではイングランドとウェールズの製鉄炉をあわせた

よりもより多くの製鉄炉が操業していたこと、その生産総量はイギリスのそれよりも大きかったことをあげている。他方、禁止された製鉄工場および製鋼炉もまたひとつとして破棄されなかったというバイニングの見解を援用する。要するに「そこにはひとつの結論があるだけだ。それはこうである、製造工業はイギリスの統制によつては実質的に妨害されなかつた。そしてその発展は急速であり、かつ継続した」(四八ページ)と。

それでは、これらの植民地工業制限立法はアメリカ革命とどのような関係にたつか。教授は第十一章でこの点についてつきのように答える。植民地工業はこれらの法律にもかかわらず、とくに一七六五年、一七六七—七〇年および一七七三年—七五年のイギリス商品の輸入反対同盟の時期にいちじるしく発展した。この植民地工業の発展は、イギリス工業生産者と商業資本家にたいしてアメリカ貿易におけるかれらの利益を失わせるという恐怖をいだかせた。この恐怖がアメリカの直接的収奪を目的とした一七六四年以後の新政策にたいして支持をあたえた。「この意味においてアメリカの製造工業は革命の重要な原因となつた。その理由はアメリカ人がかれらの製造工業を制限する法律によつて抑圧され、憤慨したことではなく、イギリス人の臆病な反動がその理由である。これらのイギリス人は、一般輸出のための製造工業にいままで従事してきたのだが、かれらのアメリカ市場を永久に破壊するかもしれないアメリカの競争という妖怪に怖れをいだいたのである」(二九四ページ)。

つぎに教授は、奨励金および特惠関税が革命の原因であつた

### 『航海条令とアメリカ革命』

かを検討する。これはさきにあげた五つの法律群のうち(三)および(四)にかんするものである。前者については、「奨励金がイギリスの納税者にたいする負担であり、母国政府による植民地課税の口実であつたというかぎりでは、それは革命の原因であつた。しかし、その支払いが植民地の不満をうみだしたという意味においては、それは革命の原因でない」(五一ページ)とのべ、後者については、「これらの統制は植民地に特別に有利なとり扱いをあたえ、繁栄の原因であつたが、不満の原因ではない」(同上)とのべる。

以上のように教授は、基本的航海条令およびその他の重商主義政策の基礎をなした立法をひとつひとつ検討して、これらのものは、植民地の不満ではなく、その繁栄をもたらしたのだと主張し、繁栄の立証として、(a)人口の急速な増加、(b)貿易の拡大、(c)植民地の特権階級の形成とかれらの富の蓄積、(d)植民地人による戦時公債の急速な消化などをあげる。もっとも教授は、植民地の一時的な不況や煙草恐慌を否定してはないが、それが航海条令に基因したというプランターの非難は、当時の文献にてらしてなにひとつないといひ、かくして「航海条令が経済的に圧迫をくわえ、アメリカ人をしだいに絶望的な貧困の状態におとし入れたという理由で、航海条令を革命の原因として立証することは、いかなるばあいにもできない、」むしろ「アメリカ人の富と繁栄とがおそらく革命の原因のひとつであつた。この富と繁栄が若干のイギリス市民の嫉妬と恐怖とをかきたて、それがかれらをして「植民地にたいする」課税政

策を支持させることになつた」(五五ページ)と、従来の見解とはまったく対立した結論を大胆にくだし、C. Andrews (*Boston Merchants and the Non-Importation Movement*) および A. Schlesinger (*The Colonial Merchants and the American Revolution*) が集めた経済的困窮にかんする資料は承服しがたいと反駁する。

第一章および第二章における教授の論証は、右のようであるが、つぎに第三章における論証をみよう。

## (四)

第三章の主題は、航海条令の脱法が従来ひろく伝えられてきたように、それほど大がかりなものであつたかどうかということの検討である。この種の代表的な見解は、G. E. Howard (*Preliminaries of the Revolution*) のそれである。かれは「このようにのべる。航海条令は「体系的に脱法された、もつともヨーロッパ貿易にかんするかぎりは、密貿易の分量は通常考えられるよりも少かつたが」(同上、六六ページ)と。この種の見解にたいして、教授は、「脱法および密貿易の小数の事例の発見は、これらの法律が死文化し、すべての海員が密貿易業者であつたという結論を保証するのに十分の証拠ではない」(六三ページ)と反駁する。では、じつさいにはどうであつたか。

教授はこれを検討するにあつて、一連の航海条令は、どの程度に実施されたか、これらの法律のうちどの部分が脱法の対

象となつたか、と慎重に問題を提起する。教授は、一連の貿易統制立法をつぎの三つに分類する。(一)一七〇〇年以前に存在した法律、(二)戦時における敵国との貿易を統制した法律、(三)収入目的のためにイギリスによつて課せられた関税、とくに茶、糖蜜、ぶどう酒にたいする関税を規定した法律——がこれである。

(一)にぞくするものには、つぎのものがある。(a)一六六〇年の基本的条令の海運条項にかんするもの、(b)同法の商品条項にかんするもの、(c)一六六三年の海運条項にかんする法律、(d)一六七三年の植民地関税法。

(a)はイギリス帝国(植民地を含めて)内部の諸港の貿易を「イギリス船舶」に制限したものである。教授は「航海条令のこの部分にかんするかぎりは、証拠が利用しうるかぎりでは、ほとんど一〇〇パーセントに実施された」(六六ページ)こと、L. A. Harper (*The English Navigation Acts*)も教授の見解とだいたいおなじ結論にたつたことを指摘する。

(b)は「列挙商品」の規定である。列挙商品に含まれた主要なもの、煙草、米、砂糖、糖蜜、生姜、木染料、毛皮、藍、船舶用品である。煙草については一七〇〇年以前には北部植民地からヨーロッパへの直接輸出による脱法はあつたが、一七六五年よりもずっと以前にこの脱法はほとんど消滅した。むしろ樹立されたイギリスとの貿易機構は、煙草の合法貿易を煙草プランターにとつて有利とさせた。米もまた重要な脱法の対象にならなかつた。とくに一七三五年の南ヨーロッパへの直接

輸出の許可はこの商品の合法市場を拡大した。しようが、木炭料、毛皮は、余り重要な商品でなく、分量も少なかった。したがってこれらの商品も密貿易の主要な対象とはならなかった。藍および船舶用品は奨励金と特典的な関税によって奨励されたために、戦時中の例外をのぞいては、脱法の対象にはならなかった。

列挙商品のなかでもっとも重要な商品は、砂糖と糖蜜である。教授にしたがえば「砂糖と糖蜜は不断のトラブル・メーカーであった」(六七ページ)。これら二つの商品は北部植民地と西インド諸島との貿易の核心を形成する商品であり、かつニュー・イングランドのラム酒醸造業、奴隷貿易と密接な関連をもち、北部植民地の商業と工業の最大の要因であった。しかもこれらの商品は、たんに「列挙商品」のなかにふくまれたのみならず、一七三三年の糖蜜条令および一七六四年の砂糖条令によって課税対象となった商品である。教授は、ここではまず、「列挙商品」のひとつとしての糖蜜、砂糖をとり扱う。そのかぎりでは、イギリス領西インド産の砂糖は、北部植民地を経由して直接ヨーロッパ市場に輸出され、これは明らかに航海条令の脱法であった。しかし「イギリス領西インドからヨーロッパへの砂糖の直接輸送の許可は、密貿易という方法でイギリス砂糖をヨーロッパへ輸出する非合法貿易をおこなうために北部植民地にとってかつて存在した誘因を有効に破壊した」(六八ページ)と教授はいう。この許可は一七三九年の法律にしたがうものであるが、教授の本章における定式化した問題のとり扱いは

にくらべて、この説明は不正確である。というのは、一七三九年の法律は、全ヨーロッパにたいしてではなく、フィニステレ岬以南の市場への直接輸出を許可しただけである。ところがヨーロッパにおける砂糖の主要な市場はフィニステレ岬より以北の市場であったために、イギリス砂糖プランターと北部商業資本家の非合法的な同盟を競争相手にして、この法律によって状態はほとんど改善されなかった。教授は、こうした従来の支配的な見解にたいしては回答をあたえない。

(c)はヨーロッパおよびアジアの生産物はイギリスの港を経由してのみ植民地に輸出されることを規定したものである。この法律に違反した密貿易は主として十八世紀の前半にぞくするものであり、しかも合法貿易に比較すると密貿易の分量はきわめて少量であったとし、この違反の意義をほとんどみとめない。教授はいう、「かようにおこなわれた脱法は、十八世紀のあいだにしたいに減少し、たしかに、一七六五年後には、東インドおよびヨーロッパ生産物の全輸入のきわめて小さい部分を構成したにすぎなかった」(六九―七〇ページ)と。

(d)は一六六〇年の商品条項の法の不備につけこんだ脱法を防止するために、「列挙商品」の輸出にたいして、イギリス輸入税と同額の植民地輸出税を課したものである。したがってこの法律の違反は輸出税の脱税であるが、その主要な課税商品は南部植民地の煙草および西インド植民地の砂糖である。これら二つの商品の植民地輸出脱法というかたちでのこの種の航海条令の違反についての教授の結論は、他の項目にたいする結

論ほどには、かならずしも明確ではないが、要するに、この種の脱法の意義をほとんどみとめない点では、共通している。

以上は、一七〇〇年以前における航海条令の脱法についての検討であるが、つぎに問題になるものは、さきにも述べた(二)の法律、すなわち戦時における敵国との貿易を統制した法律にたいする違反である。この種の違反は主としてフランスとの戦時通商であり、事実それは存在したが、教授は、この違反は、違反そのものの性質からみても、また取引された商品の性質からみても、航海条令そのものの違反とはみなしがたく、別の項目にぞくするものとして考慮のそとにおく。さらに、前記の一七〇〇年以前の諸条件についても、当時の脱法行為の知識が革命に直接先行する時期の人々によって知られていないかぎり、あるいはこの時期までそれが存続しないかぎり、革命に直接先行する時期の諸条件とは直接に関係をもたないものとして、これを以下の議論のそとにおく。かくして、検討の中心点は、さきにしめした(三)の法律、すなわち収入目的のための関税を規定した一七六三年以後の法律にたいする違反についての検討に集中される。このさいとくに重要なものは、西インド産の糖蜜とアジア産の茶である。

(a) 西インド産の糖蜜について。糖蜜はさきにしめしたように、ニュー・イングランド経済の繁栄の基礎をなす商品のひとつである。その生産地西インドから北部植民地に糖蜜を輸送することはどんな法律の違反にもならない。ところが、問題は、一七二五年以後におけるフランス領西インドにおけるより安い

糖蜜の進出である。そのさいにおいても、フランス領西インドから北部植民地にフランス産の糖蜜を輸送することじたいは、これまでどんな法律の違反でもない。トラブルは、イギリス領西インドの砂糖プランターの利益をまもるために制定された一七三三年の糖蜜条令によってひきおこされた。この法律は外国産糖蜜にたいして一ガロンにつき六ペンスという禁止的な輸入税を課した。この輸入税を脱税するために、イギリスの関税吏の腐敗を利用して、北部・中部の商業資本家はフランス産糖蜜をイギリス産糖蜜といつわって、無税のまま輸入した。糖蜜条令に違反するこの貿易は「通商上の法律の形式的な違反でない」とはいえ、大がかりにおこなわれた。ところで、教授にしたがえば、この密貿易は主として一七三三年から一七六五年までの期間に限定される。

一七六五年の砂糖条令は、輸入されるすべての糖蜜にたいして、一ガロンにつき三ペンスというより低下した税率の輸入税を課し、それはさらに、一七六六年には一ペニーに引き下げられた。かくして砂糖条令は、「この最終的な変更とともに、純粋に収入のための措置となり、通商上の法律とのすべての類似性をうしなつた」(八六ページ)。この税率の低下およびすべての糖蜜にたいする課税は、フランス産糖蜜をイギリス産糖蜜と偽装して密輸入する必要をなくならせ、その結果、糖蜜貿易は一七六五年以後は正規のルートにのり、植民地市場においてフランス産糖蜜がイギリス産糖蜜を駆逐するようになった。教授はかように論証し、一七六七年ののちにおいてもニュー・ヨーク

では糖蜜の密貿易は根をたたなかつたという、V. D. Harrington (New York Merchant on the Eve of the Revolution)の見解をたんなる風評にもとづくものと反駁する。

(b) アジア産の茶について。茶の貿易は特殊条件のもとにあった。それは第一に一六六三年の基本条令の対象であり、第二にはアジアにおける茶の貿易は東インド会社の独占のもとにあった。茶の密貿易は明らかに大規模におこなわれた。教授によれば、押収された茶だけでも、一七六五年には一〇三、二八九封度であり、一七八七年(一七六七年?)には、一三九、八一〇封度にたつした。茶の密貿易の発生した条件は、イギリス本国における茶の価格と外国から植民地にもたらされる茶の価格との差額であつた。前者が高価格であればあるほど、外国からの茶の密貿易による利潤が大きかつた。ところで、イギリスにおける茶の価格は、茶にたいするイギリス国内での課税によつて、人為的に高められた。したがつて、茶の密貿易の利潤、密貿易の範囲は、主としてイギリス国内における課税額の大小によつて影響された。イギリスにおける茶の課税が高かつたのは、一七二三年から一七六七年までであり、茶の密貿易が活潑をきわめたのは、この時期であつた。一七六六年以前においては、密貿易のゆえにイギリス関税を支払わなくてもすむ金額が、一ポンドにつき一シリングを下つたことはなく、ときには、三シリングにもたつした。

ところが、有名な茶条令の前年の一七六八年以後には、この税額がいちじるしく引き下げられ、それによつて、植民地の

再輸出にあつては、イギリス関税の払いもどしが許された。かくして、「イギリスにおける課税の低下は、植民地密貿易の利潤を自動的に崩壊させ、密貿易をいちじるしく減少させた。植民地の税関に正当にはいつたイギリスからの直接輸入が正規の行為となり、それはタウンゼンド収入法および東インド会社に対抗する運動のあいだもひきつづきおこなわれた」(九〇ページ)。みられるように、教授は一七六八年以後の茶の密貿易をみとめず、当時の新聞の注意ぶかい調査は、オランダ茶の販売広告をひとつも発見せず、イギリス茶の販売、船荷到着などの広告を発見するにすぎないとして、このことを立証する。

以上は、第三章の内容であるが、この主題にたいする教授の一般的な見解はつぎのようである。「航海条令の脱法は、多くの著述家たちによつて従来仮定されてきたよりもはるかに少ない。基本条令の広範な脱法はおそらくなかつたであらう。十八世紀中ごろ以後のこの条令を脱法する体系的な密貿易は、主として二つの商品にかぎられた、——茶と糖蜜がそれである。イギリスにおける茶にたいする国内税の撤回は、これにつぐ植民地への再輸出にあつたの関税の払いもどしの許可とともに、茶の密貿易の利潤の大部分をとりのぞいた。外国産糖蜜にたいする一ガロンにつき六ペンスの輸入税の、三ペンスへの。そしてしまいは一ペニーへの。減税は、一七六六年以後、糖蜜の一般的な非合法輸入をおわらせ、特殊問題としての、航海条令のこの部分にたいする不満を消滅させた。一七六六年以後は、イギリス産糖蜜と外国産糖蜜とのあいだの差別はなく、したが

つて、その商品もはや貿易通商上の諸法律のもとにはなかつた」(二九四ページ)。

それでは、結論として、密貿易と革命との関連はどうか？

教授はこの関連を否定してつぎのようにいう。

「すべての船舶所有者および海員が貿易通商上の諸法律を脱法したという仮定には、真実の基礎も確実な証拠もない。密貿易の非難は、トリー一派のあるものによつて、アメリカ人にむかつてなされたが、それは指導的な革命の指導者によつて猛烈に否定された。

普通の報告によつて密貿易がもつとも広範におこなわれたと想像される地域は、革命の支持が微温的であつた場所か、あるいは、ニュー・ヨーク、フィラデルフィアおよびニュー・ポートのようにトリー人口のきわめて多かつた場所であつた。法律違反者は、高潔な理想にしがたかれらの愛国心のゆえに有名であつたのではけつてなかつた。このばあいさえも、非難は外国品をもちこんだことにむけられたのではなく、大部分がイギリス商品である関税をかけられた商品をもちこんだことにむけられたのである。「教授はここで、ジョン・ハンコックが輸入反対同盟期間中に、同盟の協約をやぶつてイギリス經由の課税された茶を合法的に輸入したことを理由とする、輸入反対同盟にたいする摘発者ジョン・メインによる非難をさしている。」

革命の戦線を支持したとの同数の、あるいはそれ以上の、職業的密貿易者がトリーにとどまつたといふことは、大いにありそうなことである。公式の証拠は、ヴァージニアおよびメリー

ランドではイギリスからの広範囲な密貿易があつたが、そこでは大部分の商人はトリーであつたことを、しめしている」(二九四―九五ページ)。

### (五)

第四章では、教授は、航海条令がどの程度にアメリカ革命の原因であつたかを決定するために、革命運動のなかで指導的役割を果した主要な人物の文献および書翰、ならびに種々の決議文や宣言文をひろく検討する。

教授は、まず、ニュー・イングランド植民地、中部植民地、南部植民地にわける。われわれは、ここでは、教授がこの章で引用した文献その他をすべて紹介する余白をもたない。したがつてその主要点だけを要約紹介するとどめる。

(一)ニュー・イングランド植民地。教授がこの植民地における指導的人物としてあげているものは、Samuel Adams, John Adams, James Otis, Oxenbridge Thatcher, Edward Bancroft である。サミュエル・アダムスは革命のもつともすぐれた指導者である。その多くが変名でかかれたかれの論文やパンフレットのなかには、貿易体制にたいする少数の攻撃があるだけで、とくに航海条令にたいする攻撃はひとつもない。ジョン・アダムスのばあいも同様であり、かれの出版された文献のなかには航海条令にたいする攻撃はほとんどない。

(二)中部植民地。John Dickinson, Benjamin Franklin, Daniel Dulany の名があげられている。フランクリンは必ず



からすすんで航海条令を論じていない。しかし「アメリカ人は航海条令を排除しようとしている」という「イギリスにおけるアメリカ人の敵」のこの種の攻撃にたいしては、かれはつねに否定的に答えた。ジョン・ディッキンソンは、アメリカの世論にたいしてサム・アダムスよりも強い影響力をあたえた。かれのもっとも有名な論文は一七六八年にあらわれた *Letter of a Pennsylvania Farmer* であるが、かれはこの論文のなかで植民地の貿易を統制するイギリス議会の権限をみとめている。

(三) 南部植民地。南部植民地における指導的人物としてあげられているものはつぎのようである。Thomas Jefferson, Patrick Henry, R. C. Nichols, Arthur Lee, William Henry Prayton, Henry Laurens, John Jacob Zubly, George Washington. 教授の検討にしたがえば、これらの著名な革命の指導者たちは、いずれも、航海条令をアメリカ人の不満の原因とはみとめていない。

ついで教授はアメリカのホイッグとトリーとのあいだの論争点を要約したのち、アメリカの諸々の政治グループの決議文および独立のための協約の検討にうつる。スタンブ・アクト会議、第一回大陸会議の決議文および独立宣言などがその主たるものであるが、これらを検討しての教授の結論はつぎのようである。「数多くのこれらのものを検討しても、一般に貿易体制を攻撃しているものはただのひとつもみいだすことはできず、また航海条令の撤回を示唆しているものさえもない」(一二九ページ)と。

### 『航海条令とアメリカ革命』

さいごに、教授は、同時代の二人の歴史家、William Gordon および David Ramsey の著作と独立直後の歴史家 Mrs. Mercy Warren の著作を検討する。しかし教授は、これらの歴史家たちがアメリカ人の不満を航海条令と考えた叙述はないと結論する。そしてこの章はつぎのような意味のふかいことばをもって終っている。

「まったく数多くの同時代の文献は、基本的な自由貿易論のスピールを物語っていない。アダム・スミスはかれの『国富論』をやつと一七七六年に出版した。かれの学説はアメリカではきわめて徐々に信奉者を獲得した。十八世紀の基本的な重商主義的実践が誤っていたというかれの思想は、革命の指導者の考えの一部ではなく、後世の著述家たちによって発展させられた着想であった」(一四〇ページ)と。この「後世の著述家たち」の筆頭になつたものが、教授によれば、G・バンククロフトである。

第一部の最後の章「航海条令のもとにおける一世紀後の帝国」は、第二部へうつるため媒介ともいふべきもので、とくべつ重要な問題はとり扱われていない。ここでは航海条令が実施された一六六〇年から七年戦争Ⅱ対フランス・インディアン戦争の終つた一七六三年までの植民地アメリカの経済的、政治的および宗教的発展の大まかなスケッチが与えられ、イギリス帝国の強化、植民地経済の発展、その繁栄に寄与した貿易通商上の諸法律および貿易通商体制の役割が強調されている。そして七年戦争は植民地にたいして、戦闘員、戦費を強制することに

よつて、それは植民地の帝国にたいする忠誠をためす試練であつた。しかし、この戦争は植民地人の忠誠を見事に証明した。かくして「百年のあいだにわたつて、貿易体制は帝国のもつとも重要なセメントを提供した。」しかるに「このセメントがわずか十年のあいだに政策の変化によつてどうして崩壊したのか、このことはつぎの節で論じられる」(一五七ページ)と、教授は第一部をむすぶ。

以上は第一部の内容を紹介したものであるが、それは、さきにしめしたように、教授が本書で提起した問題を明らかにするために調査研究の必要ありと考へた四つの事項のうち、はじめの二つの事項——すなわち(一)航海条令はどのようなものをふくみ、それらはどのように作用したか。(二)当時のアメリカ人はこの体制をどのように考へたか。アメリカ人はこの体制を積極的な不満および抗議の主題としたか。——に該当するものである。

## (六)

第二部は、つぎの六つの章からなる。第六章「新指導者と新政策」第七章「砂糖条令」第八章「その他の課税措置」第九章「関税収奪の時代」第十章「イギリスの見解」第十一章「航海条令は革命の原因であつたか」——が、それである。

第六章では、ジョージ三世のもとにおけるイギリスの諸々の支配的グループの相互関係が、まず分析される。教授にしたがえば、これらのグループはつぎのようである。(一)国王ジョ

ージ三世とかれの政府与党。(二)商業資本家、船舶所有者、金融・保険業者およびこれらのものに使用される労働者(?)。教授はこれを一括して、イギリス商業資本家という。(三)土地貴族。(四)高級牧師。これら四つのグループのうち、土地貴族、高級牧師は、一七六四年から一七七九年までの決定的な時期において、ジョージ三世とその政府与党の支持者となる。

これに反してイギリス商業資本家は、グラスゴウ商人をのぞいて、政府の新政策に反対する。しかし新政策の決定をめぐる闘争は政府与党とその支持者の勝利におわる。

それでは、この新政策の本質はどこにあるか。それは旧政策とどのようにことなるか。「困難は、かれ「グレンヴィル」の決定が一世紀にわたる貿易通商体制のなかに革命をまきこんだことにある。……「旧」体制は費用がかかったが、全体としての国民と帝国とは、その政策のもとで繁榮してきた。それは貿易促進のための統制を意味した。グレンヴィルの政策は収入をつくりだすための統制を意味した。旧政策の成功をためす試験はその統制が帝国の貿易を促進するかどうかであつた。新政策の成功をためす試験はそれがつくりだす金額であつた。

……保護はかつての帝国のセメントであつた共通の経済的利益をあたえた。貿易があたえるであろうものを奪ひさる新政策は、そのセメントを崩壊させた。旧政策は植民地繁榮の政策であつた。新政策は、「King's friend」の支配的小数者の個人の利益のためにアメリカを搾取る政策となつた。そしてこの小数者はイギリスにおける権力をたもつたためにアメリカの財源

を利用しようとする」と規定した(一六七ページ)。

教授は新政策の本質をこのように規定したのち、この政策の重要部分、イギリスにおける party spoils system の拡大であることを指摘する。この点は第九章との関連において把握される。さらにジョージ三世はこの新政策とならんで、アメリカにおける未占領地の領有を計画し、この土地問題が新政策とともに、アメリカ革命の原因となったことを、教授は指摘する。

第七章では砂糖条令が検討されているが、この章は本書のなかでも、もっともすぐれた章であり、私のしるべきぎりでは、これとおなじ主題をとり扱った多くの文献のうちでも、もっともすぐれたもののひとつである。第六章を終るにあたって、教授は、新政策のもとで一七六三年以後の立法は、植民地の船荷を押収するための技術的な理由を増加させ、植民地の海運業を圧迫する新しい機会を開いたことを指摘し、そしてアメリカ商業にたいするこの圧迫からもっとも不利益をおこしたものは、植民地間貿易およびカリブ海諸島との貿易に従事する商業資本家であったことを指摘している。

ところで、第七章で検討される砂糖条令は、こうした立法のうち代表的なものである。教授はいう。従来、砂糖条令は不人気が課税法としてのみ論じられてきた。けれども「それは徴税法をはるかにこえたものである。この法律のその他の詳細な節は全植民地体制の構造的な変更を規定しようともくろまれたものである」(一七二ページ)。

教授はこの章の前半では収入法としてのこの法律の効果を検

討し、後半ではこの法律の前記のより重要な意義を検討する。

(一) 収入法としての砂糖条令。この法律によって課税の対象となった商品はつぎのものである。(a) 外国産の砂糖および糖蜜。(b) 原産地から直接輸入されたマデラおよび酒およびその他のぶどう酒。(c) スペイン、ポルトガルおよびイギリスから輸入されたその他のぶどう酒。(d) 外国産コーヒおよび藍。(e) 外国産の絹、交織絹、キャラク、リンネル、高級リンネルおよびイギリスから輸入された薄地リンネル。(f) イギリス産コーヒおよびイギリス植民地から輸出されたピーマンである。

同法の一七六六年の修正の結果、砂糖の密貿易はほとんど消滅した。ぶどう酒にたいする課税の重要な結果は、植民地貿易の全体のコースに影響をあたえたことにあり、ぶどう酒の輸入港としてのボストンの地位は、第一位クェベック、第二位フィラデルフィア、第三位ニュー・ヨークについて、第四位に低下したことが指摘される。

(二) 砂糖条令は、右のような収入法としてよりも、植民地の商業統制としてより大きい意義をもつ。教授はこのことを強調する。ところで、この指摘は、「一七六六年の」最終的な変更とともに、「砂糖条令は」純粹に収入のための措置となり、通商上の法律とのすべての類似性をうしなつた(八六ページ)という、さきにしめした教授の見解と矛盾しないか。けつして矛盾しない。教授の指摘はつぎのことを意味する。この変更によって、収入法としての砂糖条令は、税率の低下のために、糖蜜貿易の障物ではなくなり、したがって糖蜜の密貿易はなく

なつた。この意味で、収入法としての砂糖条令は、輸入税の徴収を目的とする収入のための措置にすぎなくなり、通商上の法律としての意義はなくなつた。ところで、教授がこの章で砂糖条令が収入法をはるかにこえたものであることを強調するのは、同法の収入法としての規定以外にぞくする諸規定についてである。すなわち、この法律の諸節のうち「六つは新税にかんするものであるが、四十以上の付加的な諸節は植民地と本国とのあいだの關係の構造的革命にもひとしい関税および貿易統制の改正にむけられている」(二七九ページ)。

これらの諸節のうち、重要なものは――

(a) 海岸から二リーグ(一リーグは約三哩)以上はなれた船舶は、通関手続証明書およびその他の証明書(船荷、荷主、仕向地などについて)をもたねばならず、この証明書をもたないばあい、あるいは証明書記載以外の貨物を船積みしているばあいは、その船荷は押収される。しかもこの規定は、局地貿易だけにかぎられず、すべての沿岸貿易に適用される。これが有名な同法第二十九節による規定である。

(b) コーヒ、ピーマン、鯨のひれその他の植民地生産物が列挙商品に追加され、列挙商品の輸送のために船主は保証金(ボンド)を供託することを要する。

(c) 鉄と木材は列挙商品に加えられないが、これらの船積みには特別の保証金の供託を要する。

(d) 非列挙商品についても保証金の供託を要する。とくに第二十九節の規定は決定的意義をもつた。教授はつき

のようにそれを評価する。「砂糖条令の第二十九節は本国にたいする植民地のかつての法的關係を根本的に変更した。もしもイギリス政府がこの節を成功的に実施したならば、それは、のちに憲法のもとにおいて確立されたものとおなじほど強力な集中的な支配をつくりだすことができたであろう」(一八二ページ)。

この同法第二十九節は、とくに小農民や小生産者と取引する小さい船舶をもその統制の対象としたが、これらの單純な商品流通のための市場は、税関から遠くはなれた地方に散在していたために、複雑な税関の手続はこれら小生産者の商品流通に大きい影響をあたえた。一七六四年以前には、統制をうけた貿易は、遠隔地貿易だけであつた。しかるにいまや、沿岸貿易や内陸水路の貿易も統制されるようになった。けれども第二十九節を完全に遵法することは、これらの沿岸貿易業者や内陸商人にとつては、自然的条件、地理的条件、税関機構の行政的条件からいって、じつさいは不可能であつた。この第二十九節の形式的違反は、植民地のイギリス税関吏やその他の官吏にかれらの私腹をこやすための技術的な理由をあたえた。違反を理由にして押収された財産は、その三分の一は知事に、三分の一は情報提供者に、のこりの三分の一は国庫にはいった。このことは、植民地商人のあいだに大きい憤激をよびおこした。この点についての詳細な敘述については、教授は、第九章にゆずる。

植民地時代のこの時期には、植民地の地方市場は、統一された全植民地的な国民的市場形成の方向にむかつて発展しつつあ

った。ところで、第二十九節にもとづく違反の摘発は、この形成の方向にむかつて發展しつつあった国内市場に阻止的な影響をあたえた。この意味において教授の示唆はきわめて貴重である。われわれは、アメリカ革命を研究するにあたっては、植民地における国内市場の形成との関連においてそれを把握せねばならない。したがって砂糖条令をこの視角から把握することはきわめて大きい意義をもつ。もちろん、教授は問題をこのような問題意識の視角から掘りさげてはいない。しかし、われわれはこの章における教授の見解から多くの貴重な示唆をうるのである。

さいごに、教授は収入法としての砂糖条令が諸々の収入法による徴税総額のなかでしめる重要性を指摘する。それにしたがえば、一七六八年から一七七二年までに、砂糖条令による徴税額は、おなじ期間の植民地課税徴収総額の八十二%をしめる。ボストン、セイラム、ニュー・ヨーク、フィラデルフィアおよびチャールストンにおける徴税収入の絶対額は四二、五七〇ポンドであった。しかも砂糖条令による収入は、植民地におけるイギリス官吏の俸給の支払いのために使用されず、イギリスの財政のために使用された。この点はタウンゼンド法のばあいとことなる。要するに、砂糖条令は「帝國的的目的のための直接的な植民地課税の原則をふくんでいた。ただ革命のみがこの実践をおわらせた」(一八六ページ)と教授はこの章をむすぶ。

第八章では、砂糖条令以外の課税立法、すなわち印紙条令、タウンゼンド法およびその他の手数料が検討される。これらの

ものの本質は、教授にしたがえば、砂糖条令とおなじく、「植民地貿易を統制する新計画を収入目的のために代用し、その収益を本国と植民地との構造的関係を変更させるために使用する計画の一部であった」(一九〇ページ)。

周知のように、これらの課税措置は、イギリスにおける商業資本家および工業生産者の支持をうけた植民地の猛烈な反対をよびおこした。そしてそれは、憲法のおよび政治的紛争をうみだした。けれども、教授はこの問題の政治的側面を捨象し、問題をつぎの範囲に限定する。「新措置にかんするすべての議論は、それが、砂糖条令によってすでに課せられた負担にたいする追加的な負担として、どのように作用し、あるいは作用するであろうか、ということにもとづいていた。新措置にたいする考察は、貿易通商体制にたいするその関係と植民地貿易の公正なとり扱いに立脚した帝国への以前の忠誠にたいするその影響とに、限定されるであろう」(一九〇ページ)。

(a) 印紙条令。これにたいする教授の主な論点はつぎのようである。従来、印紙条令は一般に国内課税の問題としてとり扱われてきた。事実そうだが、特殊的には、その税負担はとくに貿易および海運業に重くかかった。というのは、同法のもとでは、通関証明書、陸揚証明書、およびその他各種の保証金証明書に印紙が必要とされたからである。なかんずく、沿岸貿易に従事する船舶は植民地の多くの港からの証明書を数多く必要としたために、その打撃は沿岸貿易においてとくにはげしかった。このことを立証するために、印紙のはられる書類の最大

の委託販売は、大陸植民地に集中したこと、とくに大きい港のあるニュー・ヨーク、マサチューセツツ、ペンシルヴェニア、南カロライナ、ヴァージニア植民地に集中したことを、教授は指摘する。

他方、同法は、債権・債務証書および裁判に必要な書類に印紙を必要とさせた。ところがペンシルヴェニア以前のプランテーション植民地の経済は、イギリス商業資本家との広範な信用關係に基礎をおいた貿易に立脚しており、かつ債権債務にかんする裁判がそれにしばしば付随した。かくして、「印紙条令はイギリスと植民地との貿易に課税し、それに負担をかけたために、同法は基本的には反通商のであつた」(一九三ページ)。イギリス商業資本家が印紙条令反対を支持した理由は、アメリカの印紙条令反対運動のためにかねらの利益が侵害されるということばかりでなく、同法が直接にかねらの貿易に負担を課した点にあると教授は指摘する。教授の推定によれば、一七六八年から一七七一年までのあいだに、同法によって予定された年間収入一〇万ポンドのうち六分の一が海運業からの印紙税によって支払われ、さらに後者の六分の一がイギリス人所有の船舶によって支払われた。

(b) タウンゼンド法。タウンゼンド法は四つの部分からなる。第一は、収入法の施行を強化するための行政的措置の充実であり、第二は、植民地に輸入される特定のイギリス商品——ガラス、鉛、絵具および紙——にたいする植民地での新輸入税の賦課であり、第三は、植民地に再輸出される茶にたいするイ

ギリスでの輸入税の払いもどしの規定(ただし、収入法として同法は植民地で一ポンドの茶について三ペンスの輸入税を課した)であり、第四は、植民地の新しい帝國的海事裁判所における訴訟手続きにかんする規定である。

教授にしたがえば、右のうち茶にかんする規定だけが、それが茶の合法的貿易を促進したかぎり、かすかにではあるが以前の通商上の諸法律と類似点をもつにすぎない。「これに反して収入法は徹頭徹尾、反通商のであつた」(一九六ページ)。そればかりでなく、課税対象となつたこれらの商品はこの当時すでに植民地においてもその生産が発展しつつあつた。したがつて、「イギリス工業製品であるこれらの商品にたいする輸入税は、イギリスにおいて生産される商品と競争するアメリカ生産物の製造を奨励する保護関税としてのみ作用しえにすぎなかつた」(一九六—九七ページ)。

タウンゼンド法による課税から生じる収入は、砂糖条令によるそれとはことなり、植民地官吏の俸給に使用された。「かくしてアメリカの収入はイギリスにおける機密費とおなじく、國王によって政治目的のために使用される資金となつた」(一九七ページ)。

つきに教授は、タウンゼンド法による徴税額を計算し、一七六八年から一七七〇年までの上記四港における(紙にたいする課税をのぞいた)徴税総額を二一、一四二ポンドと算定する。なお一七七二年における(イ)航海条令(植民地関税法)による収入、(ロ)砂糖条令による収入、(ハ)タウンゼンド法による取

入を、それぞれ、(イ)一、四九〇ポンド、(ロ)四二、五七〇ポンド、(ハ)三、三〇〇ポンドと算定する。さらに一七六五年から一七七四年までの砂糖条令、印紙条令、タウンゼント条令による徵稅收入総額は、西インドをのぞいて、三四二、八四六ポンドと推定し、同期間の航海条令による収入を二四、六三九ポンドと算定する。さらに教授は、西インドの徵稅收入を大陸植民地の五分の一と推測して、これを右の推定額にくわえ、右の期間におけるアメリカ全植民地の諸々の収入法による徵稅收入総額を三九五、六九一ポンドと推定する。そのうえに、おなじ期間のあいだ法律違反によつて押収されたアメリカの船舶、船荷などの価格を六〇、九五六ポンドと概算する。この金額を右の総額に加えると全体で四五六、六四七ポンドとなる。これらの金額は、関稅吏に支払う手数料、訴訟費および直接の収奪をのぞいた、一七六五年から一七七四年までの収入総額である。そして教授は、「これらの費用のすべては人口中の運海および貿易に従事する部分におちかかった。……もっとも重い負担が少数の植民地に背負わされた。これらの植民地は反抗運動の指導者であつた」(二〇二ページ)と、革命との関連を強調する。

大きい港のない植民地の重要な不満となつた。」「これらの不満は官庁記録において重大な問題となつたので、それは、一七七〇年と一七七四年とのあいだに、収入諸法にたいする反対よりも非常に重要となつた」(二〇四ページ)。教授は一七六五年から一七七五年まで手数料を一五〇、〇〇〇ポンドと推定する。したがつて収入諸法による課稅、イギリス官吏によつて押収された植民地の財産、かれらが徵収した手数料を總計すれば、全体としての収入総額は、右の期間において、六〇六、六四七ポンドにたつると、教授は算定する。

さいごに、教授は、タウンゼント法のもとで収入諸法の実施強化のために採用された行政措置の変更と大陸植民地の「叛逆」との関係について、つぎのような注目すべき見解をあきらかにする。イギリス議会は新たにアメリカ關稅監理局を新設し、その司令部をボストンにおいた。この新局は、本国とは独立して、西インドをのぞいた北アメリカのイギリス全植民地をその行政の管轄下においた。すなわち北はデーヴィス海峡から南はフロリダ海峡にいたるまでの全地域は、ロンドンからではなく、この新設局の直接の管轄下におかれた。しかし「これは運命を決する決定であつた。植民地帝國の歴史においてではじめて、帝國は行政的目的のために分割された。それはふたたび統一されることはけつてなかつた。ロンドンから三千マイルはなれた新局は帝國の行政の中心地から非常に遠くへだたつていたために、変化しつゝある世論に順応することは困難であつた。この新局のすべての運営は本国政府にたいする敵対をつく

りだした。大陸植民地が帝国の他の部分からじっさいに分離したのは、この独立した行政上の局を創設したときからはじまる」(一九九ページ、——強調はディッカーソン)。

## (七)

第九章「関税収奪の時代」は、著書がもつとも力をいれて執筆した部分だと思われ、また教授のもつとも新しい研究の成果とも思われる。

教授は新設のアメリカ関税監理局とその構成委員、管理局委員とマサチューセッツの行政官との結託、かれらの権限にふれ、つきに収奪のために利用された法的規定にのべる。これらの法的規定の中心となるものは、砂糖条令のうちの保証金の規定および第二十九節の規定である。ついで教授は、収入諸法の実施によつて最大の負担をこゝつたものは、経済的に弱い商人であつたことを指摘する。のみならず、中小商人の収奪のために利用された諸規定は、同時に植民地の海員の権利を侵略し、この侵害が海員の関税吏にたいする悪感情を刺戟し、それがついにかれらの本国にたいする忠誠を喪失させたことについてのべる。さらに収奪を強化するための口実をつくるために関税吏が案出した種々の狡猾なトリックを暴露する。

これらの敘述によつて、教授は、のちの大陸會議における二人の議長、ヘンリー・ローレンスとジョン・ハンコックの船舶にたいする攻撃事件の正確な内容とその意義について詳述する。この部分は本章のなかの、あるいは本書のなかの、白眉と

もいふべき部分である。B. E. Brownによれば、この部分は「リバティー号事件および収奪としてのアメリカ関税についての説明の最良のもの」(前掲書、二四九ページ)である。

さて、「ローレンスおよびハンコックにたいする攻撃は政治的なものであり、かつそれはイギリスから指令されたものである。——その目的はアメリカにおける政治的反対を破壊することにあつた」(二四八ページ)と、この事件の本質を指摘したのち、教授は、ローレンスおよびハンコック事件は、この当時イギリスで発展しつゝあつた急進主義者ジョン・ヴィルクスの事件と密接な関係をもつという注目すべき指摘をなしている。教授はまず「アン号(ローレンスの押収された船舶の一つ)の事件は、リバティー号(ハンコックの押収された船舶)の事件におとらぬ重要性をもつ」(二二八ページ)と、この事件の重要性を指摘し、ローレンスの三つの船舶にたいする攻撃は、もとは保守的だつたこの南カロライナの商人を革命陣営に参加させた原因であり、それは同時にチャールストン商人のあいだではげしい敵意をひきおこした原因ともなつたことを指摘する。

もちろん教授はハンコックの事件の歴史の結果を、なによりも重大視する。教授はいう、「アメリカ商業資本家を略奪しようとする計画のながいリストのなかで、ジョン・ハンコックにたいする攻撃は最大の直接的な注意をひきおこし、もつとも大きい歴史の結果をもたらした。この攻撃における周知の出来事であるリバティー号の押収は、従来はニュー・イングランド地方史におけるエピソードとしてとり扱われてきたか、あるいは



ぶどう酒密貿易業者の不運の一片としてとり扱われてきた。この両者とも正しくない。そうではなく、それは、イギリス植民地帝国の構造を基本的に変更しようとする試みと関連した一連の出来事のなかでもっとも重要なものであった」（二二一—三二ページ）。教授は、リバティー号事件についてのいままでの敘述が不正確であったことを批判し、ハンコックは「悪名高き」密貿易業者ではなく、イギリス関税収奪の被害者であったと主張する。事実、リバティー号はぶどう酒を密輸入したためではなく、ぶどう酒の合法的な輸入のうちに、この船舶に船積みされた鯨油とタールとが違反であるとの口実によって押収された。教授はこの事件の内容を正確に再検討する。リバティー号の押収につづいて暴動がおこり、革命と密接につながった出来事の連鎖がはじまり、この事件をつうじてハンコックの名声がたかまつた。「この名こそが三年間にわたってかれをして第二回大陸會議の議長とさせ、独立宣言の最初の署名者とさせたものである。アメリカの人々は、この試験にたえたバトリアットの手中にかれらの将来を托しつあつた。かれは共同の戦線のなかでの自己の犠牲によってその真価を発揮したのであり、自己の個人的利益のために大衆的アジテーションを利用した密貿易者ではない」（二四六ページ）。みられるように、教授のハンコックにたいする評価は、他のいづれの歴史家たちのそれよりもすぐれて高い。フィラデルフィアにおけるスピードウェル号の事件もまたリバティー号のばあいと軌を一にするものである。「上記の諸々の攻撃は関税収奪の事例のなかでもっともスペ

クタクルなものであるとはいえず、それらは全体のわずかな一部分にすぎない。」要するに「関税監理局は貿易を帝国の内部にとどめておく努力をしなかつた。かれらはもつぱら貿易に負担をかけることに関心をもつたにすぎなかつたのである」（二四九ページ）。

教授は、この結論は当時の諸々の証拠によって立証されると、つぎのようにのべる。「タウンゼンド収入体制が貿易通商上の諸法律を実施するための努力であつたという、アメリカ史のこの時期の多くの議論のなかにあらわれた仮定は、この当時の証拠に裏づけられる支持をもたない。関税監理局によつてのこされた幾千ページもの記録の検討は、その七年にわたるアメリカ関税の行政において、かれらが帝国の貿易を促進することにわずかな関心ですら表現したという事例をただのひとつも物語っていない。あらゆる統制、本国の監督官庁にたいするあらゆる報告、報告されたあらゆる押収、当時の植民地貿易活動のあらゆる報告、変化についてのあらゆる示唆は、これらのものが収入にどのように影響するかという仕方でおこなわれた」（二四九ページ）。

この章における関税収奪についての敘述のなかで、さらに注目すべき点は、陸上運送による植民地間貿易もまた収奪の対象になつたことである。すでにしめしたように、植民地時代のこの時期には、植民地の国内市場は、地方市場から国民的市場形成の方向にむかいつあつた。したがって、植民地間の陸上貿易にたいするこの収奪は、国民的市場の形成にとって重大な障壁

物となった。さきにもべたような意味において、教授のこの指摘はきわめて注目にあたいするものである。

関税監理局は、かれらの収奪を強化するために、イギリス海軍を使用し、植民地海軍裁判所を利用し、さらに臨検合書 (writs of assistance) を利用した。このさいごのものは、イギリス議会による課税、自治、イギリス人の法的権利という全体としての系争問題の一部をなした。

関税収奪の時代は、「ボストン虐殺」によって終りをつげる。けれども「損害はすでになされてしまった。商業的な植民地帝国にたいするかつての献身はほりくずされた。わずかに、ヴァージニア、メリーランド、北部北カロライナの地域において、階級として商業資本家は忠誠にとどまった。その理由はあきらかである。この地域においては重大な貿易にたいする干渉もなく、人々を憤激させる押収もなく、収奪もなかったからである」(二五五ページ)。教授は、このように、収入諸法とそれにもとづく関税収奪とを、アメリカ革命の直接的原因として大きく評価して、この章をむすぶ。

第十章「イギリスの見解」では、教授は、まず理論的自由貿易論者 (The theoretical free trader) という項のもとで、Sir Matthew Decker および Adam Smith の見解について述べる。敘述は、主としてアダム・スミスにかぎられている。スミス研究がすすんだ段階にたっているわが国の研究者にとって、教授のこの敘述がどの程度に有意義であるかは、別の機会に検討する必要があるが、教授は、スミスの『国富論』は

後世の歴史家には影響をあたえたが、当時のアメリカの論争に影響するにはその出版がおそすぎたこと、および「商業主義の植民地への適用についてのスミスの議論には、かれは法律上の章句の相当な熟達をしめしてはいるが、この体制についてのアメリカ人の見解に通じていたという反映はない」(二六九ページ)と指摘する。これについて、「アメリカの憲法上の抗議にたいする反動」「アメリカの動機に反対する政府筋の非難」「アメリカ人は密貿易業であるという批判」という項目のもとで、当時のアメリカとイギリスとの間にはなばなく展開された論争についてのイギリス人の態度を要約する。このあとの項目においては、Josiah Tucker, John Mein, William Aleen があげられている。さらに、教授は「イギリスの商業関係者の態度」とこれと関連する「イギリスにたいするアメリカの重要性」を論じるが、いずれもきわめて簡単な要約である。つきに、ボストン茶会事件後におけるイギリス世論の硬化をのべ、さいごに同時代のイギリスの歴史家の見解を簡単に要約する。

以上で第二部における教授の論調を紹介したのであるが、これは、教授が調査研究の必要ありとしてみずから提起した四つの事項のうち、あとの二つの事項——すなわち(三)と(四)に該当するものである。

いままでに紹介した一〇の章が本書の主要な内容を構成する。本書の最後の章は「航海条令は革命の原因であったか」と題するが、この章は第一部および第二部で論証された諸事項の総括である。それらについては、筆者は、すでにこれまでの行

論のなかにしめしたから、重複はさける。その要旨は、本書をつぎのようにむすんだ教授のことばのなかに要約されている。「一世紀にわたって賢明に運営された貿易通商上の諸法律は、世界中においてもっとも偉大な、かつもっとも忠誠な植民地帝国を発展させた。その政策の放棄は十年たらずのあいだにその帝国を崩壊させた。植民地を母国とむすびつけた有利な通商関係という、かつてのセメントは崩壊してしまつた。イギリスにおける政治的党派の利益のためのアメリカの課税と搾取の新政策は、忠誠を破壊した分解的な力であつた。損害の程度は収入諸法が実施された方法に応じて地域がことなるにつれてことなつた。ある地域ではほとんど敵対をひきおこさないほどしか、それは実施されなかつた。一般にそれらの地域は、イギリスあるいは西インドからの輸入貿易の集積がほとんどなかつた地域であつた。重い課税、超過的な手数料および押収は少数の貿易植民地に集中された。かつての貿易通商上の諸法律が新しい課税計画によつて相対的に乱されないで作用した地域は、忠誠にとどまつた」(一九九一—三〇〇ページ)。

(八)

以上は、ディッカーソン教授の労作『航海条令とアメリカ革命』の内容を紹介したものであるが、つきにわれわれの関心をひくものは、本書における教授のこの斬新な見解が、アメリカの歴史研究の領域において、どの程度の支持をうけているか、あるいは教授のこの見解がどの程度に影響しているか、と

いうことである。

アメリカの歴史学界における最近の潮流を直接にしろる機会をもたないわれわれにとつては、もちろん、このことを正確にすることはできない。けれども、まったく手がかりがないというわけでもない。われわれは、わずかな手がかりによつて、若干の推論をこころみるよりほかはない。

そのために、まずつぎの文献をあげよう。

Curtis P. Nettels "British Mercantilism and the Economic Development of the Thirteen Colonies" *The Journal of Economic History*, XII, No. 2 (Spring 1952).

ネットルス教授は、すでに *The Roots of American Civilization*, 1935 および *The Money Supply of the Thirteen American Colonies Before 1720*, 1934, などの名著を公けにしたアメリカ植民地史の権威である。こゝまで前記の論文は、一九五二年の春の *The Journal of Economic History* に掲載されたものである。つまりこの論文は、ディッカーソン教授の『航海条令……』が出版されてから、一年余りののちに公けにされたものである(なおディッカーソン教授の序文における日付は一九五一年一月である)。私はまず第一にこの二つの文献の出版時期におけるこの時間のへだたりに注意を払いたい。第二にはネットルス教授の論文の性質に注意を払いたい。それは全体一〇ページたらずの分量のきわめて小さいものである。しかもその内容においては、とくに新しい問題を提起しているわけでもない。いわば教授が多くの文献ですでに発表した見解を

集約的に要約したものである。ネットルス教授ほどの権威がどういうわけで、このような論文を、しかもアメリカで著名な歴史学専門誌上に、発表したのであらうか。私はこういう疑問をいだかざるをえない。そこで私はひそかにつきまわすように推察する。おそらくネットルス教授のこの論文は、論文の性質やそれを発表した時期の点からみて、教授がディッカーソン教授の労作を念頭において、とくに執筆したものではなからうかと。もちろん、このことは、私のまったくの主観的な判断にすぎない。けれども、もしも私のこの主観的な推測がいく分かでも事実合っているとするれば、私がここで問題としている事柄についての手がかりをうることができる。

そこでネットルス教授のこの短かい論文のなから問題点だけを拾ってみよう。

(一) 問題のとり扱い方について。

教授はつぎのようにいう。重商主義政策はなるほどその規模において広範な国家活動ではあるが、「それは必然的に経済的変化の過程で作用したひとつの要因にすぎない、……もつとも強力な政治でさえもその影響の範囲は制限されている。……経済的な出来事についての多くの研究者にとっては、十三植民地のような広大な地域の発展のなかにふくまれた、非常に複雑な、多様なかつ変化の多い諸活動のなかの、ただひとつの要因の結果を孤立化し、測定しようとするところは、効果がないように思われる」(一〇六ページ)。ネットルス教授のこのような問題のとりあげ方は、航海条令および収入諸法のアメリカにあたえ

た結果を、植民地におけるその他の要因との関連なしに研究したディッカーソン教授の問題のとりあげ方とは正反対である。

(二) 重商主義立法の結果について。

(a) 南部植民地について。南部植民地は重商主義の成功した植民地である。しかし教授はそれが南部植民地に与えた否定的結果を重要視する。「その結果生じたプランテーション地域の従属性は、この地方に強いイギリスの性格をあたえ、その発展をおくらせ、不満をかもしだし、プランターを反抗と反乱にかりたてた」(一一〇ページ)。とくに教授は、一六六〇年代の一連の航海条令が煙草生産の利潤を減少させ、生産費の低下を強制されたプランターに奴隸制度を採用させたことを強調する。

(b) 中部・北部植民地について。これらの植民地は航海条令のもとで、造船・海運業が有利に発展した。北部人は外国商人にかわって海外貿易に従事する機会をつかんだ。しかし北部とイギリスとの対立はふかまる。第一は貿易上の利益の対立であり、第二は工業土の対立である。後者はイギリスにとって致命的な危険をふくむ。船舶用品にたいする奨励金は、この危険をとりのぞき、北部植民地を南部植民地型に铸込むためのイギリス重商主義の一策であったが、それは失敗におわる。「この失敗は、重商主義者をして純粋に否定的な政策をいだけさせることになった」(一一二ページ)。

かくしてイギリス重商主義と北部植民地との関係は、教授にしたがえば、つぎのように要約できる。「初期の重商主義政策は北部地域の成長にいちじるしい影響をあたえた。しかしその

結果は、イギリスの当局にとって不愉快なものにかわつた。この地域の発展に新しい方向をあたえようとするかれらの努力は、一七〇〇年以後は完全に失敗に終つた。イギリス重商主義がけつして解決をみいださなかつたひとつの問題が生じた」(一一二ページ)。みられるように、ネットルス教授は、南部植民地にたいしては最初から、北部・中部植民地にたいしては一八世紀(一七六三年以前の時期をふくむ)にはいつてから、イギリス重商主義の否定的結果をみとめる。教授のこの見解は「一世紀にわたる貿易通商関係」は植民地の繁栄をもたらし、「帝国のセメント」となつたという、ディッカソン教授の見解とへだたるところが非常に大きい。

それでは、これらの否定的政策とはなにか。まず第一は一七三三年の糖蜜条令である。「しかしその努力は成功しなかつた」(同上)と教授はいう。

第二は植民地工業抑圧政策である。問題はこれらの抑圧政策の効果についてである。教授はこれについてつぎのように明確に答える。「筆者は、イギリスの政策は強力な阻止的影響をもつたと信じる」(一一三ページ)と。そして、これと関連して、工業化に必要な植民地の保護関税の欠如、造幣局の欠如、製造工業の組合組織の欠如、商業銀行の欠如を指摘する。教授のこの見解は、工業抑圧政策が植民地の工業発展に阻止的影響をあたえないと主張するディッカソン教授の見解とすべく対立している。

(三) 一七六三年以後について。

『航海条令とアメリカ革命』

まず教授は、「一七六三年以後のイギリス政策はたんに植民地の貿易の中核的困難を加重したばかりではない」と、イギリスの新政策が植民地貿易に否定的な影響をあたえたことをみとめたのち、困難は、イギリスにたいする支払手段の獲得か、さもなければ、自給のための植民地の工業化の方向か、そのいずれかをえらばなければならなかつたことにあるという。「その全体の結果において、一七六三年以後植民地に影響をおよぼしたイギリスの政策は、制限的であり、有害であり、否定的であつた。それは問題の解決をあたえなかつた。そのあいだに、植民地人は、重商主義の支配のもとに長いあいだ生活してきたために、重商主義思想を鼓吹するようになった。もしもイギリス帝国主義が成長と拡大を許さないならば、もしもそれがアメリカ経済の中心的問題の解決をあたえられないならば、植民地人は、じぶんたちの経済的發展をみちびく権利と権力とをじぶんじんのために掌握しなければならぬであろう。かれらは、アメリカの海運業と商業を育成し、移住地の継続的な発展を可能にし、とりわけ国内の製造工業を刺戟する新しい権威をつくりだす必要をみいだしたのであろう。かくして、イギリス重商主義の別の結果はアメリカ革命であり、大西洋のこちらの側における新しい重商主義国家のそのの成立である」(一一四ページ)。教授はこのように結論する。ネットルス教授のこの見解とディッカソン教授の見解とのあいだには、諸関連の把握の仕方において、大きい相違のあることはあきらかである。

みられるように、ネットルス教授の見解はディッカソン教

授のそれとはいちじるしくことなる。ときに私が推測したように、もしもネットルス教授がその論文をディッカーソン教授の労作を念頭において執筆したのだとすれば、この論文は、ディッカーソン教授の労作にたいする、間接的ではあるが、相当きびしい批判である。たとえ私の推測が事実でないとしても、ネットルス教授のこの論文にはディッカーソン教授の見解が全然反映していないことは明白である。

私は、手がかりとしてもうひとつ別の著書をあげよう。

Bernard Bailyn, *The New England Merchants in the Seventeenth Century*, 1955 が、それである。

この労作は、一九五五年の出版であり、アメリカの歴史学界において相当高い評価をうけたもののようである。本書は、表題のしめすように、地域的にはニュー・イングランドの商人をとり扱ったものであり、時代的には十七世紀だけに限定されている。したがって、ディッカーソン教授の研究対象にくらべると、その研究対象の範囲はせまい。にもかかわらず、一七世紀後半のニュー・イングランドの貿易にかんするかぎりは、両者ともに共通した問題を取り扱っている。ところで、B・ベイリンは、この労作のなかで、ニュー・イングランド商人たちが、航海条令の海運条項を無視して、ヨーロッパ商品を直接にニュー・イングランドに輸入した事実を、原資料にもとづいて論証しており、さらに、ニュー・イングランドに派遣された調査委員であり、植民地関税の徴収官でもあるE・ランドロフおよびLord of Tradeの密貿易の指摘をかなり詳細にのべている。

これは、航海条令のこの種の違反をほとんどめないディッカーソン教授の見解と大きくはなれており、ベイリンのこの労作のなかには、ディッカーソン教授の見解は反映されていない。

もちろん、右にかかげたわずか二つばかりの文献を根拠として、ディッカーソン教授の見解の影響力あるいはそれにたいする支持を判断することは、一斑をもって全豹を推すのそしりをまぬがれない。けれども、右の二つの文献から察知しうるかぎりでは教授の見解が反映されていないことは明らかである。

けれども、こういつたからといって、教授のこの労作がアメリカの歴史研究の領域で問題にされていないということにはけつしてならない。前記のR・E・ブラウンの労作 *Middle Class Democracy* においては、教授のこの労作およびその他の論文については、言及されているし、また Richard Pares, *Yankees and Creoles, The Trade between North America and the West Indies before the American Revolution*, 1956 においても、教授のこの労作が大い注目をひらいている。これらの書物はいずれも、教授の労作の出版後にあらわれたアメリカ革命およびアメリカ植民地貿易にかんする注目されるべき労作である。これらの点からみて、オリヴァー・M・ディッカーソン教授の労作『航海条令とアメリカ革命』は、少くとも、アメリカの歴史研究の領域に一石を投じた問題の労作であることには、疑いをはさむ余地はないであろう。(一九五七・一一〇)